

標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)と省令との対照表

規程(例)	地方自治法施行規則	総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
(趣旨) 第一条 この規程は、〇〇市議会委員会条例（昭和〇年〇月〇日〇〇市条例第〇号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。		(趣旨) 第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。
		2 総務省関係法令に規定する手續等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。
(定義) 第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。		(定義)

		第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。
2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。		2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 電子署名 次に掲げるものをいう。
一 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名		イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名
二 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名		ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
三 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名		ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
		二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定す

		る行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。) をいう。
		イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書
		ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
		ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
		<p>【関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの</p>

		者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。
		イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
		ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものの
		ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
		ニ その他行政機関等が定めるもの
(電磁的記録による記録の作成) 第三条 委員長は、委員会条例第三十条第三項の規定により記録を電磁的記録により作成させるとときは、当該作成を文書等（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（		(電磁的記録による作成等) 第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・

電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成させるものとする。		コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
		2 行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。
(氏名又は名称を明らかにする措置)		(氏名又は名称を明らかにする措置) 第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。
		2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名とする。

<p>第四条 委員会条例第三十条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。</p>	<p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。</p> <p>【総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則】</p> <p>第十二条の二の二 地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。</p>	<p>3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>
<p>（会議規則との関係）</p> <p>第五条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第二十四条第一項の規定によるものを除く。） 、作成（委員会条例第三十条第一項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七条の三の規定の例による。</p>		<p>第一条 略</p> <p>2 総務省関係法令に規定する手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</p>

(委任) 第六条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。	第十二条の二の九 第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。	(委任) 第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、行政機関等が定める。
附 則 この規程は、 年 月 日から施行する。		